

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳交付事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長井市は、身体障害者手帳交付事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山形県長井市長

公表日

令和7年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に関する法律に基づく身体障害者手帳の交付に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①身体障害者手帳交付申請の受理及び交付 ②身体障害者手帳交付者の氏名の変更又は居住地を移したときの変更内容の記載 ③身体障害者手帳の返還届の受理 ④身体障害者手帳の再交付申請の受理及び交付
③システムの名称	1 福祉総合システム 2 団体内統合宛名システム(中間サーバコネクタ) 3 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第1項、別表 2 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	1 番号法第19条第8号、別表第二の16、26、56の2、57、87、108、109、110及び116の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条、第10条、第12条、第30条、第31条、第44条及び第55条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉あんしん課
②所属長の役職名	福祉あんしん課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市総務課 TEL:0238-84-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号 長井市福祉あんしん課 TEL:0238-82-8011
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等(USB メモリを含む。)の保管	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは施錠できる書棚等に保管することを徹底する。 ・USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上抑制を行っている。また、使用する際は、暗号化、パスワードによる保護を行うルールを周知徹底している。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I .5.②所属長の役職名	福祉あんしん課長 高橋 正典	福祉あんしん課長	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	無	項目の追加	事後	
令和3年4月1日	I .1.③システムの名称	障害福祉システム	福祉総合システム	事後	
令和3年5月1日	I .7.請求先	ままの上5番1号	栄町1番1号	事後	
令和3年5月1日	I .7.連絡先	ままの上5番1号	栄町1番1号	事後	
令和3年5月1日	I .7.連絡先	TEL:0238－87－0686	TEL:0238－82－8011	事後	
令和3年6月1日	II .1.対象人数 いつ時点	平成27年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	II .1.取扱者数	平成27年6月1日時点	令和3年6月1日時点	事後	
令和3年6月1日	IV.8.監査	内部監査	自己点検	事後	
令和3年9月1日	I . 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和4年6月1日	II .1.対象人数 いつ時点	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和4年6月1日	II .2取扱者数	令和3年6月1日時点	令和4年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II .1.対象人数 いつ時点	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和5年6月1日	II .2取扱者数	令和4年6月1日時点	令和5年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	I .1.①事務の名称	障害者管理事務	身体障害者手帳交付事務	事後	
令和6年6月1日	II .1.対象人数 いつ時点	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	II .2取扱者数	令和5年6月1日時点	令和6年6月1日時点	事後	
令和6年6月1日	I.3個人番号の利用	別表第一の11の項	別表20の項	事後	
令和7年6月1日	I.3個人番号の利用	別表20の項	別表	事後	
令和7年10月1日	I.3個人番号の利用	番号法別表第一の主務省令	番号法別表の主務省令	事後	
令和7年10月2日	II .1.対象人数 いつ時点	令和5年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年10月3日	II .2取扱者数	令和5年6月1日時点	令和7年6月1日時点	事後	
令和7年10月4日	IV.リスク対策 8,11		新様式への移行に伴う記載	事後	
令和7年10月5日	I .4.①実施の有無	実施する	実施しない	事後	